

保 育 所 の 概 況

令和6年4月1日現在

保育所名	北九州市立 蛭田保育所			施設長名	上原 篤子
所在地	〒802-0822 北九州市小倉南区横代東町二丁目1番10号				
電話番号	093-962-4660	FAX番号	093-962-4660	認可年月	昭和50年7月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建(階部分)
建物延床面積	468.61㎡	

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	※利用児童数は R6年4月時点
2号定員	52人 (50 人)						52人 (50人)	
3号定員	7人 (7人)	31人 (31人)					38人 (38人)	
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00	
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							

職員数	28人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(24人) 調理員(委託業者2人) その他(1人)
-----	-----	---

施設の目的
 【施設の目的及び運営の方針】
 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。

運営の方針
 【保育目標】「生き生きと遊び考える子ども」
 1 家庭的で安心できる環境のもとで、子どもの欲求を満ち、情緒の安定を図ります。
 2 食育の推進を図り、生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育てます。
 3 人への愛情や思いやりの心、人権を大切にすることを育てます。
 4 自然や社会の事象への興味や関心を育てます。
 5 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養います。
 6 さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現力を育てます。
 7 保護者の思いに寄り添いながら子育てを支えます。

保育の方針



1日の過ごし方

7時30分「おはようございます」
7時30分に保育所が開きます

9:00 あそび
友だちや保育士と楽しく遊びます

10:00 あそび
友だちや保育士と楽しく遊びます

11:00 「いただきます」
栄養バランスの良い給食を食べます

12:00 ひるね
十分な休息をとります

13:00 ひるね
十分な休息をとります

15:00 おやつ

17:00 あそび

17:50 「おかえりなさい」「さようなら、またあした」
迎えの順に帰宅します

※延長保育は19時までです
※保育短時間認定の方は9時~17時までの利用です

保育所名	北九州市立 蛭田保育所
------	-------------

年間行事 予 定	4月 進級式・クラス懇談会	10月 運動会 健康診断・遠足・芋ほり
	5月 健康診断・親子遠足(3歳以上児) シルエット劇場(年長児)	11月 消防総合訓練 秋の遠足
	6月 保育参加週間 歯科検診(年長・年中児)	12月 生活発表会(3歳以上児)・クリスマス会
	7月 七夕・夏のあそび開き・夏まつりごっこ 宿泊保育(年長児)もりのいえ	1月 保育参観・講演会 獅子舞
	8月 夏のあそび納め	2月 豆まき(節分)
	9月	3月 ひな祭り・お別れパーティー 卒園式・修了式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育事業 18:00～19:00 ●地域における異年齢交流事業 横代小2年生との交流 地域の未就学児との交流(ひなたっこ) ●障害児保育事業 ●子育て支援活動 ブックスタート事業 育児相談 
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 口座振替(要申込)もしくは納付書によりお納めいただきます。 月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います(日割り計算)。 ●日本スポーツ振興センター共済掛け金(250円) → 万一の怪我に備えて、共済掛け金に加入するもの ●保護者会費(月額 200円) ※状況により会費が変わることがあります。 → 保護者会からのプレゼント代、修了写真などに使用するもの
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	--